

地域密着型通所介護事業に係る 心のほとり 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人 宅老所 心(以下「事業者」という。)が運営する地域密着型通所介護事業所 心のほとり(以下「事業所」という。)が行う。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い要介護状態等の利用者に対し自宅で可能な限り自立した日常生活を営み暮らし続けられるよう必要な日常生活の支援や機能訓練等を行うことにより利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、心のほとりを提供します。

(運営の方針)

第2条 事業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

2 事業所を実施するにあたり、必要に応じて、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた地域密着型通所介護計画を作成し、その実施状況の把握およびその結果を居宅介護支援事業所へ報告するものとする。

3 事業所の実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、居宅介護支援事業所、医療機関および草津市などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者本人ができることは利用者本人が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 前項のほか、草津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例およびその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 通所サービスを行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 地域密着型通所事業所 心のほとり

(2) 所在地 滋賀県草津市駒井沢町337番地1

(平成31年4月3日変更)

(従業者の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

事業所における従業者の管理、利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、通所サービスの事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

相談員は、利用におけるサービスの調整、利用者の生活上の相談に応じる。

- (3) 従事者 1名以上

従業者は、デイサービス、運動・レクリエーション等を利用者に提供し、または必要な支援を行う。

- (4) 機能訓練指導員 1名

利用者の日常動作の維持・向上ができるよう訓練の指導・指示を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 営業日および営業時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日

ただし、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 9時20分から16時30分

(平成30年12月1日変更)

(平成31年4月3日変更)

(令和4年9月15日変更)

(令和4年9月15日変更)

(実施単位および利用定員)

第6条 実施単位および利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 実施単位 1単位

- (2) 利用定員 10人

(平成30年9月1日変更)

(平成31年4月3日変更)

(事業所の内容)

第7条 事業所の内容は、機能訓練、生活等に関する相談および助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は送迎とし、事業所の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 事業所の提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むために必要な支援を行うために、必要に応じて、個別計画を作成する。

- (2) 事業所の提供にあたっては、利用者とのコミュニケーションを図り、又はその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

- (3) 事業者は、自ら提供する事業所の質の評価を行い、主治医又は歯科医師と連携を図りながら、常にサービスの質の向上を図るよう努めるものとする。

- (4) 事業者は、事業所の提供にあたって、介護技術の進歩に合わせた適切な介護予防が行われるよう配慮するものとする。

- (5) 事業者は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(利用料その他費用の額)

第8条 利用料は草津市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用料のうち各利用

者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 昼食費（おやつ代含む）は一食当たり 700 円を徴収する。
- 3 おむつ代は、その実費を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費を徴収する。
- 5 サービス提供記録の複写物の交付を希望される場合は、一枚 10 円を徴収する。
- 6 キャンセルする場合は、利用日の前日 17 時 30 分までに連絡がない場合は、昼食費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

（令和 4 年 9 月 15 日変更）

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、草津市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者は、次の各号に掲げる事項について遵守するものとする。

- （1） サービス利用の際には、介護保険被保険者証および介護保険負担割合証を提示する。
- （2） 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- （3） 決められた場所以外での喫煙は行わない。
- （4） 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- （5） 金銭等の管理は各自で行う。
- （6） 事業所での他の利用者に対する宗教活動および政治活動は行わない。

（衛生管理）

第 11 条 事業者は、利用者の使用する施設、設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延を防止するために、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時等における対応）

第 12 条 従業者は、事業所の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第 13 条 事業者は、事業所の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、地域包括支援セ

ンター（又は指定介護予防支援事業者）および草津市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録するものとする。
- 3 利用者に対する事業所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者又は防火責任者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

（苦情処理等）

第15条 事業者は、提供した事業所に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置し、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により草津市および滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「草津市等」という。）が行う調査に協力するとともに、草津市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、草津市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

- 2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第17条 事業所は身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規程による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行う。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び計画作成担当者、

その他従業員により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(虐待防止)

第 18 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、草津市に通報するものとする。

(令和 4 年 11 月 17 日変更)

(記録の整備)

第 19 条 事業者は、利用者に対する事業所の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 個別計画（作成が必要な場合）
- (2) 提供したサービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する草津市への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況および事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業員、設備、備品および会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存するものとする。

(運営推進会議)

第 20 条 事業所は、地域密着型通所介護事業所の適正な運営とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護について知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(令和元年 7 月 29 日追記)

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業

務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 定期的研修 随時

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(令和元年7月29日変更)

附 則

この運営規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(平成30年8月1日変更)

この運営規定は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(平成30年11月1日変更)

この運営規定は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(平成31年4月3日変更)

この運営規定は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年7月29日追記および変更)

この運営規定は、令和元年7月29日から施行する。

附 則(令和4年9月15日変更)

この運営規定は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年11月17日変更)

この運営規定は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年5月1日変更)

この運営規定は、令和5年6月1日から施行する。